

放送サービスにおける地域情報の必要性

2007年3月8日

放送サービスにおける地域情報提供のニーズ

- 非常災害時には、輻輳のない放送形態が有効
 - 既存放送局は、災害対策基本法、及び、国民保護法に基づき、都道府県知事から「指定地方公共機関」として指定されている。

- 災害状況や避難所の情報等、地域に密着したきめ細かな情報提供が必須。
 - 移動体、携帯端末向けの放送サービスは、災害時の情報提供に威力を発揮。
 - 地域の住民が、必要な情報を、いかなる状況においても提供するために、地域に密着した情報提供が必須。

- 車載端末に向けた交通情報の提供
 - 提案する放送サービスは、車載端末に向けた情報提供も視野に入れており、これらは、地域ごとに詳細な情報の提供が必須。

- 外出時のニーズに沿った街角情報の提供
 - 携帯端末に向けた、観光案内、ショッピング、食事等、地域ごとの街角情報はニーズが高い。

地域ごとの情報提供のために

- 地域ごとに異なる周波数を使用することが必要。
 - 都道府県内では同一の情報を提供することから、SFN(同一周波数ネットワーク)を構成することが可能。
 - しかし、隣接県では異なる内容を放送することから、お互いの混信を防ぐために、異なる周波数を利用することが必須。
 - 同一チャンネル混信保護比、隣接チャンネル混信保護比を満足するべく、周波数を配置することが必須。

地域情報の提供のためには、同一地域で必要となる帯域幅に対しより多くの帯域が必要となる。